

## 国道１６９号通行止めにかかる自動車燃料費支援金交付要綱

### （趣旨）

第１条 会長は、下北山村及び上北山村において、国道１６９号の崩土による影響を受けた中小企業等の事業継続を支援するため、予算の範囲内において国道１６９号通行止めにかかる自動車燃料費支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### （交付対象者）

第２条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、下北山村又は上北山村に事業所を有し、かつ、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和６年４月１日以前（以下「交付基準日」という。）から、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であること。
- (2) 交付申請後及び交付決定後においても、県内で事業を継続する意思があると認められること。

### （交付対象外となる場合）

第３条 前条の規定にかかわらず、申請日時点において、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
- (2) 県税に滞納のある者
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- (4) 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者がいる者
- (5) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、公的な支援を行うことが適当でないと会長が認める者

(支援金の額)

第4条 支援金は、別表1に定める額とする。

2 前項の交付対象車両は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 自動車登録番号標（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。）の運輸支局、自動車検査登録事務所又は地域名を標示する文字が奈良である車両であること。
- (2) 交付対象者が営む事業の用に供するため、交付基準日時点及び交付申請日時点において、当該交付対象者が使用している車両であること（当該交付対象者が自動車リース事業者とのリース契約又は自動車ディーラー事業者との割賦契約等に基づき使用している車両を含む）。
- (3) 使用の本拠の位置（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の4第4号に規定する使用の本拠の位置をいう。）が下北山村内又は上北山村内である車両であること。
- (4) 被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第2項に規定する被けん引自動車をいう。）でないこと。

3 本要綱に基づく支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表2に定める書類を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和6年7月31日までにを行うものとする。

(交付決定等)

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、国道169号通行止めにかかる自動車燃料費支援金交付決定通知書（第3号様式）により交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。

3 会長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、国道169号通行止めにかかる自動車燃料費支援金交付申請却下通知書（第4号様式）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 会長は、第1項の審査にあたり、交付申請に係る交付対象車両その他の確認のため、交付申請者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。

5 支援金は、口座振込により交付する。

(交付決定の取り消し等)

第7条 会長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号の要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 第4条別表2に定める交付申請書兼請求書又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他会長が不適切と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者（以下「交付受給者」という。）に対し、適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告及び検査)

第8条 会長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、交付決定者又は交付受給者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

|                                                                            |         | 自動車の用途                                                       |            |
|----------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------|------------|
|                                                                            |         | （道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第 7 4 号）第 3 5 条の 3 第 1 2 号に規定する用途をいう。） |            |
|                                                                            |         | 貨物                                                           | 貨物以外       |
| 自動車の種別<br><br>（道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 2 条別表第 1 に規定する自動車の種別をいう。） | 普通自動車   | 1台につき 4 万円                                                   | 1台につき 3 万円 |
|                                                                            | 大型特殊自動車 |                                                              |            |
|                                                                            | 小型自動車   | 1台につき 3 万円                                                   |            |
|                                                                            | 軽自動車    | 1台につき 2 万円                                                   |            |

別表 2 （第 5 条関係）

| 交付申請書類 |                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)    | 国道169号通行止めにかかる自動車燃料費支援金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）                                                                            |
| (2)    | 交付対象車両一覧（第 2 号様式）                                                                                                    |
| (3)    | 直近の確定申告書の写し等（法人は直近の確定申告書別表第一の写し、個人事業主は直近の確定申告書第一表の写し（収受日付印押印のもの）。E－T a x による申告で収受日付が確認できない場合は、上記直近の確定申告書の写し及び受信通知等。） |
| (4)    | 交付対象車両全ての自動車検査証（令和 4 年 1 2 月以前に取得したもの）又は自動車検査証記録事項（令和 5 年 1 月以降に取得したもの）の写し（有効期間の満了する日が令和 6 年 4 月 1 日以降のものに限る。）       |
| (5)    | 預金通帳の写し等、支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類                                                                      |
| (6)    | 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類                                                                                             |